

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年3月6日(水)
午前9時58分～午前10時59分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友康信
委員 阿部正義 委員 佐藤さやか
委員 佐藤繁樹 委員 熊谷克彦
委員長 長南良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 安部 卓
出席をした 健康福祉部次長兼 中山 聖子
者の職氏名 介護長寿課長 中 山 聖子
こども支援課長 西坂 路子
健康福祉部企画員兼 佐藤 旭一
こども支援課長補佐 佐藤 理恵
介護長寿課長補佐兼 佐藤 理恵
介護調整係長 郷内 達也
こども支援課主幹兼 郷内 達也
子育て支援係長 遠藤 紘子
介護長寿課主幹兼 遠藤 紘子
介護管理係長 高橋 一暢
介護長寿課主幹兼 高橋 一暢
長寿健康係長
<教育委員会>
教育部長 齋藤 正光

教育部理事兼
学校教育課長 黒川 長寛
事務取扱
学校教育課長補佐 岩 渕 康 二

6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
主 事 高 橋 桃 花

7 付議事件

- (1) 議案第16号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第17号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第18号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第19号 名取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第20号 名取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第21号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

- (7) 議案第22号 名取市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準に
関する条例の一部を改正する条例

午前9時58分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、教育部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第16号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 条文の別表の中に、学校運営協議会の委員とあります。年額6,000円となっておりますが、1年間に何回の開催を想定しているのかお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） 回数については、規則では1回以上としておりますが、今のところ2回の予定で考えております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、年額6,000円、1回当たり3,000円となりますが、この金額は別にして、要は学校運営協議会の委員の御意見や御要望等が反映される場合もありますし、場合によってはいろいろな話合いの中でフィードバックとか、そのような形で運営されると理解してよろしいかどうかお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） まず、1回目の会議で学校長が学校の運営方針について説明し、協議会の委員の皆様にご承認していただきます。そして、運営した結果どうなったかという部分を評価し、フィードバックするという形で進

めます。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 館腰小学校をモデルに始めるということで15名を教育委員会が選任するということですが、選任するに当たって、例えば父兄の方々を中心に選任していくのかとか、地域の方または識者というように、どういう範囲の中からどういった構成で委員を選任していこうと考えているのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） 委員の構成については、対象の学校に在籍する児童の保護者の方、それから地域の皆さん、そして地域学校協働活動の方、そして学校長、そのほかとして教育委員会が適当と認める方という構成を考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 構成は分かりました。

先ほどの学校運営協議会委員の報酬ですけれども、委員会が開かれたときにお支払いするのか、年が終わってから、任期が終わるタイミングで報酬が支払われるのか、そのタイミングについてどのように考えているのかお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（岩渕康二） 支払いのタイミングについては、年度末に一括して支払うという流れになっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 報酬の関係ですけれども、15名で構成して、年1回以上開催されるということでした。人数が15人いらっしゃるということになると、全体を調整して全員がそろう日がなかなか設定しにくいのではないかなということも考えられるのです。そういった場合に、1回ないし2回開催することに対して報酬が年6,000円ということですが、例えば都合が悪くて欠席するケースが出てきた場合の扱いはどのようになるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） 欠席した場合は、学校に来ていただいて会議の内容をお伝えしたり、あるいは資料をお持ちして目を通していただくなど、出席した方と同じようなことをお願いすることになりますので、報酬については

お渡しするようなことで考えております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） では、もう1点お伺いします。令和6年度、館腰小学校をモデル校としてスタートするということですが、今後、順次ほかの学校に対しても進めていかれると思います。今後の全体的な最終年度、いつぐらいまでにこれを全部の学校に設置するようになるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） 館腰小学校以外の設置については、今のところ未定です。まずは館腰小学校に導入・設置をして、その成果と課題を確認の上、他校にどのように導入するかを考えていきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 説明で聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、まず任期は1年単位なのか、または2年とか年度をまたぐようになるのか、その辺のことについて教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 大友委員に申し上げますけれども、本会議で任期については質疑答弁がなされておりますので、別の角度からお願いいたします。大友康信委員。

○委員（大友康信） 申し訳ありません。

それでは、今回、学校評議員を廃止して運営協議会とするわけですが、この役目というか任務について大きな違いというか、名称が変わるという捉え方よりも、大きくここが違うという明確な違いを教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） まず、評議員については、求めに応じて意見をいただくということでしたが、学校運営協議会では、委員の皆さんの合議によって教育委員会に意見を申すことができるということになります。

その中の一つとして、教職員の人事に関することも要望を上げられるという点が大きな違いです。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） では、人事のことまで反映されるということになると、

やはり、父兄の方々に、例えば教職員の方々の行動などに関しても議題に上がった可能性はあるというか、そういうことも問題提起されることがあることを想定しているのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（黒川長寛） はい、想定しております。

ただ、その人事についての御意見というものは教員個人に対するものではありませんで、学校の教育目標の実現に向けての取組に係る部分で必要な人材について、こういう人材が必要ではないか、そういった御意見をいただくことを想定しております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 町東児童遊園が都市公園に変更になるということですが、これによって何が変わるのか。特に利用者にとって変更点などあるのかというところをお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 利用者の方にとっては、特に公園の利用ということで何も変更はありません。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 第3条についてお伺いします。

名取市都市公園条例の技術的基準、こちらの基準を満たしているのか。都市公園に変えることによってこの基準を満たしているのかどうかというところをお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（郷内達也） 今回、児童遊園から都市公園へ移行するという関係で関係課と調整をしておりました。その中で、そのような基準的なものも確認して、問題ないと捉えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 同じく、町東児童遊園の都市公園への変更についてです。現在は町内会が管理していると思いますが、その辺の変更点などありましたらお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 現在、町内会に御協力いただいて管理していただいておりますが、そちらも都市公園になることで、同じく町内会に御協力いただいて管理していただく旨、町内会にも市からお話もして御了解いただいております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第18号資料の4ページ、介護保険料基準額の積算根拠の①ですけれども、標準給付費見込額の積算方法については、過去の推移を見て高齢化率などが伸びて、単純なと申しましょうか、そのような形で推計したのかどうかについてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 標準給付費見込額の推計についてですけれども、こちらは高齢者数の増加、それから介護認定者数の増加を考慮しまして、その伸びを見たものです。

高齢者数の増加が令和3年度から令和5年度までの間に1.6%から2%増加しております。これについては、令和6年度から令和8年度までについて1.1%から1.9%伸びるものと見込んでおります。

要介護認定者数の増加ですが、令和3年度から令和5年度までの間は1.2%から3.4%増加しております。令和6年度から令和8年度までの推移については2.5%から3.5%の増加を見ております。

こうしたことから、第9期介護保険事業計画の推計については、これまでの伸び率を推計という中で見込んだものです。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） この3年間、過去の事例を見ると、一般的に施設などができると急激に増えています。そのようなことを踏まえて、令和6年度から令和8年度までに特にそのような施設の増ということはないと考えてよろしいのかどうかについてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 令和6年度から令和8年度までの9期計画の中

で、施設の整備と申しますか、サービスの基盤整備を予定しています。

予定しているものとして、18人定員のグループホーム、それから小規模多機能型居宅介護の事業所を1か所、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1か所と、3種類のを予定しています。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 同じく議案第18号資料の4ページ、介護保険料基準額の積算根拠のところですが、10番に準備基金取崩額とありまして、こちらを3億円と見込んでいるわけです。説明の中で5億円の残があるということだったのですが、取り崩してから残が5億円ということではなくて、現段階で5億円あるから、ここに書いてあるのはそれを今後3年間を見通して1億円ずつを取り崩していくということなのかと思いますけれども、単純に、考え方として、基金がこのままでいくと5年後になくなってしまう可能性もあるわけです。そういったことに対してこれを使い切った場合は保険料がまた増額されると考えていけばいいのか、その辺の、今回、保険料が上がるわけですから、そういったことに対して、心の準備というわけではないですけれども、どのように考えていたらいいのかについてお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 準備基金については、介護保険事業を運営していく中で足りなくなれば取崩しをし、余剰分が出れば積立てをしていくようになりますけれども、もし万が一、こちらが途中で枯渇してしまった場合には県のほうから借入れをするという制度があります。そちらのほうは必要額を借り入れることにはなりますが、そうしたときには、次の計画期間でその分を県のほうに返済しなければならないというルールもありますので、必要な保険料額の中にその借入れの分も上乗せされた形で今後算定するということになってきます。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） ありがとうございます。分かりやすかったです。

結局は、計画年度を更新するごとに、社会情勢やら国の状況やらいろいろなことが変わってきたのに対して計画の中で借入れを増やしていくか検討しながら進めていくという考え方でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 3年間の介護保険料を見込むときには、まず3年間の必要な介護給付費、全体の総額を見込むわけですが、そこで不足が生じないように介護保険料を設定していきます。

借入れというのは、もし万が一、枯渇してしまった場合ということですので、初めから借入れを前提に計画を立てるものではなくて、あらかじめ十分足りる状態で介護保険料を算定していくようになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第18号資料の4ページ、介護保険料基準額の積算根拠の②、地域支援事業費見込額です。

3ページの重点目標の2の施策の方向の（1）介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実に、介護予防普及啓発事業とありますけれども、健康寿命と申しましようか、要介護者にならないように、また全体的に標準給付見込額を少なくするために大変重要な事業であると捉えているのですが、この3年の間にどのようなことに特に力を入れて事業に取り組んでいこうとしているのかお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 地域支援事業についてですけれども、こちらのほうは、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でもできるだけ地域で日常生活を送れるように支援するための事業になっています。

この中に介護予防の事業が入ってくるわけですが、その中で要支援認定を受けた方が使えるサービスにおいて新たなメニューを創出して、重度化しないような取組をしていきたいと思っております。

それと、一般介護予防といいまして、認定を受けていない方でも取り組める事業があります。こちらのほうは通いの場やサロンなどという事業になっていくのですが、介護予防の普及啓発を広く進めていきたいと思っております、理学療法士などの専門職を地域に派遣するなどして、注力していきたいと思っております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 例えばということで具体的な話をさせていただきますが、通いの場ということで、よく集会所や公民館などでお年を召した方が体操と申しまししょうか、筋肉のトレーニングと申しまししょうか、いろいろ行っています。そのような方々のところに専門職の派遣、ただいま理学療法士というお話があったのですが、そのようなことをして広めていきたいという考え方で、新たに組み込んでいくということによろしいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） こちらの理学療法士などを派遣する事業は、これまでも実施してきたものではあったのですが、コロナ禍にありまして、なかなか普及活動といえますか、活動が停滞してきた部分もありました。コロナ禍が明けたということで、今後、そこをもっと進めていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 名取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第19号資料の第4条第3項、内容のところに指定居宅介護支援事業所の人員基準、ケアプランデータ連携システムとありますけれ

ども、内容についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） ケアプランデータ連携システムですが、こちらはケアプランをつくる事業所、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でケアプランのやり取り、連絡調整などするわけですが、そちらの業務負担を軽減するために厚生労働省によって推奨されているシステムです。

具体的にはケアプランやサービス利用票のやり取りをオンライン上で行えるものになりまして、これまではファクスや郵送で紙のやり取りを行っていたものがオンライン上で行えるようになるものです。

こちらは令和5年4月から稼働が始まったものです。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、ケアプランの作成をする事業者のシステムと、例えばヘルパーのほうで受け入れる事業者のシステムが同じシステムというのでしょうか、標準システムというのか、そのようなもので統一して効率的な運用をするという考え方なののでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 委員お見込みのとおりでして、導入に当たっては事業所判断でということにはなるのですが、双方のやり取りになりますので、双方でシステムが入らなければデータ連携ができないことになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 名取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 名取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案第19号の条例改正のところにもあったのですが、こちらでは資料2ページ目の一番下の第32条のところに、身体的拘束等を行う場合には緊急やむを得ないという項目と、その下にセットになっているようにテレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする規定というものがあります。こちらは議案第19号の条文、第15条のほうにも同様に2つ並んで書いてあったのですが、これは例えば身体拘束をされているときに、モニタリング装置をもって見守りなりができるようにするための項目が並んで載っているのか、今言ったような身体拘束されているときに見守れるようにとか、異変がないか安否確認ができるようにということでここがセットになっているのか、そういった考えで捉えていいのかどうかお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） こちらは別々に考えていただきたいのですが、まず、身体拘束においては、基本的には行ってはならない。ただし、利用者の安全確保であるとか周りの人の安全確保のためにやむを得ない場合だけということの規定したものになります。

ケアプランを作成するに当たり、ケアマネジャーが必ず月に1回なり3か月に1回なり、実際の利用者のところを訪問するというのがルールになっています。こちらの負担を軽減するために、テレビ電話装置と言われるものを利用して訪問の回数を減らすことも可能になったということで、こちらの2点に関しては連動していないといえますか、別々の項目として規定したものです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第20号資料の第5条第2項の最後のほうに、管理者の兼務範囲という文言があります。管理者が兼務ということになりますと、目

が行き届くかどうかということでもちょっと不安になるのですが、そこら辺のことの担保を、きちんと目が行き届くよう管理をしているかどうかの確認方法についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） こちらのサービスの質の確保といったところの確認がどういった内容でされるかということですが、詳細については、今後、国から判断基準についての通知が来る予定となっておりますので、そちらをもつて事業所にもお知らせをしていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） これから、国から判断基準が示されるということですが、いずれにしましても、当該施設を利用されている方とか保護者の方、御家族の方に、例えば管理者が兼務する場合でもきちんと従前と同じように管理が行き届くということの何がしかの説明を今後していく予定があるのかどうかについてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 委員がおっしゃったような状況については、事業者が責任を持って利用者に対しての説明をすることになっています。

こちらの兼務の範囲については、可能になったという意味合いです。少ない人材を有効に活用して、できる範囲で兼務することで安定的な運営につなげるための規定です。必ず兼務をするということではありませんので、事業者が責任を持って利用者への説明というのはしていただくように、市としても指導をしていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 名取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回、議案第21号資料の第6条、それから第10条、第72条あたりにあるように、同一敷地内ではなくとも他の事業所の職務に従事することを可能とするという改正になるようですが、これは今までは同一敷地内ということに限られていたと思います。今回これを削除するというのは、内容的に何か変わってこのように改正されるのかなと思うのですが、何がどのように変わって同一敷地内でなくてもいいとなるのか、内容を詳しく教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 管理者の兼務の範囲についてですが、人材を有効活用する意味で、これまでは同一敷地内という縛りをつけていたわけですが、今後は管理者であっても合理的に経営管理を行うことができるように人員配置基準を柔軟化させたということになっております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 何となく分かるのですが、今までは縛りがあったわけですね。やはりしっかりした管理なり、目が行き届くようにいろいろなものがあった制限されていたのではないかと思います。それを今回取っ払うということは、何かが変わることによって、同一敷地内でなくてもいいようになるのではないかと思います。その内容が、何がどのように変わることによってこのような改正になるのか、その中身をもう少し教えていただけませんか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） これまで、管理については、必ず1つの施設に管理者が1人いなければならないということであったのですが、国の審議会の中で、実際には管理者といえども、運営の管理のみ、経営管理だけをしていて、業務管理などというのはまた別な方がしていたりする場合もあると。それで、大きな会社をイメージしていただければと思うのですが、管理者がほかの施設との経営管理などを兼務することにより、会社の方針などが統一されて経営の合理化が図れるというような意見が審議会の中で出されたもので、施設全体を総合的に管理することができるものもあるという現場からの意見などがあったことにより、国のほうでも人員の配置を柔軟にしても合理的な経営管理ができるということで、兼務の範囲を広げることを認めたという内容になっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうしますと、今例えでお話しされたのですが、いわゆる経営の合理化を優先して、今まで重要視していた縛りの部分は、合理化を図るがゆえにもう撤去したという捉え方でいいのですか。中身をこう変えたので、同一敷地内でなくても兼務が可能になりましたという、そこにはっきりした何かはないのですか。経営を合理化することだけを優先するために撤廃したということだとすると、では今までどおりできるのですかという疑問があるのですが、その点はいかがですか。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 提供する介護のサービスについては、もちろん質を担保しつつ介護事業所そのものの運営を効率的にするということで、こちらから管理者の兼務の範囲を広げることができるということになっております。こちらは国の審議会の中でそうしたことも可能であるという現場の声を吸い上

げた形を、今回反映させたと捉えております。

もちろんこれがどういう形で質の確保がされているかということについては、国からその判断基準の詳しいことが今後通知されるものですので、そちらの基準をもって各現場の確認を進めていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第21号資料の第53条第3項に、先ほどの前段と同じような質疑になるのですが、見出しで身体的拘束等の禁止と、原則禁止ということで、内容のところに身体拘束等の適正化と、やむを得ない場合は云々という形になると思うのですが、この具体的なことについてもし基準等があればお示してください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 身体的拘束等の適正化ということですが、もともと身体拘束はやむを得ない場合を除いてはしてはいけないというルールになっています。やむを得ない場合というのがどういう状態を指すかというのは3つの基準がありまして、1つ目は切迫性といいまして利用者本人やほかの利用者の身の危険がある状態、2つ目は非代替性といいまして身体拘束をすること以外に介護の方法がないということ、それから、最後3つ目になりますけれども、一時性といいまして身体拘束が一時的なものであること、こういう3つのやむを得ない場合のみ身体拘束が許されるものということになるのですが、例えば委員会を設置してその考え方なり指針なりをつくるような取組を行うというのが、ここで示されている規定になっております。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、議案第21号資料4ページの附則の第2項ですけれども、身体的拘束等云々ということで委員会の設置を義務づけると。今後、委員会が設置なされるということですが、そのような基準と事例について、ケースごとにこれをきちんと検証していただけると理解してよろしいのかどうかお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 委員お見込みのとおりでして、委員会の中でそういった方針であったり、あと事例が発生した場合の報告、それから検証とい

うものを実施していくようになります。

また、この委員会の設置についてはすぐできるものではないので、1年の努力義務期間を設けて準備をするようにという規定になっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案書の27ページのちょうど中間ぐらいに第83条中第3項をとるところの第2項に、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないという文言があり、（1）、（2）とあります。これは定めなければならないとはあえてなくて努めなければならないのですが、これは努力義務的な捉え方でよろしいのでしょうか、お伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 協力医療機関の定めについては、努力義務ということになっております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） その場合に、（1）、（2）に該当するような医療機関ということになると思うのですが、診療科目的にはどういった病院になるのか、そういった場合に市内では幾つぐらいあるのか、捉えていればお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 医療機関の診療科目についてですが、想定としましては内科系になるかとは思いますが。

市内の内科系の診療科目の病院というのは、今時点で捉えていないところですが、協力医療機関を事業所が定めるに当たっては、市内に限らず選定することができるものになっておりますので、そちらは事業所に任せるといいですか、事業所の判断で協力医療機関を決めていただくということになるかと思っております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 名取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 前条とダブるかもしれないのですが、議案第22号資料5ページです。第125条第2項協力医療機関等となっているのですが、この中で協力医療機関との連携体制の構築ということですから、例えば事業所と医療機関とその他の関係部署が入るのかなと思うのですが、連携体制の構築という場合の具体的な関わり方、または文書とか、協定書を結ぶのかどうかも含めて、具体的な構築の在り方についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） こちらの連携体制の構築についてですが、入所者の急変時にまずその対応についての相談対応が行える状態であること、それから利用者の求めがあった際に診療を受け入れてくれる体制であること、それから入所者が入院が必要になった場合に原則として受入れをしてくれるような体制を確保することが、その具体的な連携体制と言われるものになります。

こちらはこういった形で医療機関と事業所が取り交わしをするか、契約になるのか、事業所のやり方になってくるかと思うのですが、医療機関については指定権限を持っている市町村のほうに必ず届出をするということに今回の規定でなっておりますので、市としては事業所がどこの医療機関と協力を結ぶかというのは把握できるようになります。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 例えば病気が急変して命に関わるような事案が発生した場合、通常ですと、救急車が来てもなかなか病院に行けないというような状況、病院が確保できないということで待っている場合もあるかと思います。そうならないように何か手だてを講じて、例えば受け入れる病院、夜でも救急車が来ても、急変といった場合には多分救急車になるのかなと思うのですが、そのような場合、24時間とか、そのような対応をするような病院を想定しているのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 入院の受入れということになると大きな病院ということにはなるかと思いますが、救急搬送されてそのまま入院するときと、救急搬送されても救急の医療だけをそこで行って、その後、入院加療が必要になった場合という2段階になるかと思いますが、救急搬送されるための病院ということよりも、その次の段階の入院加療が必要な状態というところを想定しております。

こちらのほうの詳しい内容については、また今後、国からの通知が来ると思っておりますので、それをもって確認したいと思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号 名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案の

とおりの可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第16号から議案第22号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時59分 散会

令和6年3月6日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺美穂